



# ～ 新婚世帯に最大30万円支援します ～

## 地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）

### 背景

「希望出生率1.8」の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」とこととされている。

#### < 新婚世帯への支援を要する理由 >

結婚に踏み切れない主な要因は経済的理由

結婚の障害として「結婚資金」と回答した割合

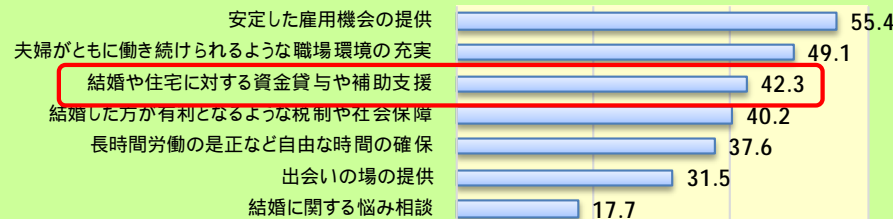
未婚男性（18～34歳）...**43.3%** 未婚女性（18～34歳）...**41.9%**

結婚の障害として「結婚のための住居」と回答した割合

未婚男性（18～34歳）...**21.2%** 未婚女性（18～34歳）...**15.3%**

#### 結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組

回答者：20～30代の未婚及び結婚3年以内の男女



【出典】 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（独身者調査）」 内閣府「平成22年度結婚・家族形成に関する調査」

### 事業概要

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援する地方自治体を対象に、国が地方自治体による支援額の一部を補助する。

対象世帯：夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

（但し、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除）

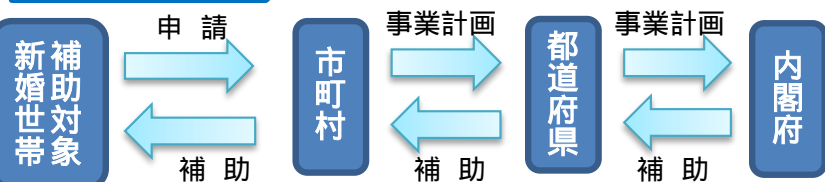
補助対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用

補助率：1 / 2 補助上限額：1世帯あたり30万円（国が15万円補助）

対象世帯、補助対象、補助上限額は地域の実情に応じて上乘せ・縮小が可能。ただし、上乘せ部分は本補助金の補助対象外。結婚祝い金（現金）や金券等の支給、地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外



### 事業の流れ



#### 【問い合わせ先】

内閣府子ども・子育て本部（少子化対策担当）

地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）担当

TEL：03-5253-2111